

1 注意事項

「事業所税に関する事項」の欄を記載して提出された場合、法人市民税及び事業所税について届出書の提出を行ったものとして取り扱われます。

2 添付書類

届出の区分	添付書類（法人の現況申立書以外は全て写しで結構です）	
① 法人設立又は 事務所等の開設	・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・ 事業年度等が確認できる定款等 (注)既に本市内に別の事務所等がある場合はこれらの添付は省略できます	2 種類を 各 1 部
② 事業年度変更	株主総会議事録又は変更後の定款等	1 部
③ 申告期限の延長	申告期限の延長の特例の申請書（税務署への提出書類で提出日が確認できるもの）	1 部
④ 収益事業開始・廃止	収益事業開始届出書・収益事業廃止届出書（税務署への提出書類で提出日が確認できるもの）	1 部
⑤ 休業	法人の現況申立書	1 部
⑥ 合併	・ 合併契約書 ・ 被合併法人及び合併法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	3 種類を 各 1 部
⑦ 分割	・ 分割計画書又は分割契約書 ・ 分割承継法人及び分割法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	3 種類を 各 1 部
⑧ 資本金等の額の変更	法人税法第 2 条に規定する資本金等の額が確認できる法人税申告書別表五（一）及び株主総会議事録等	1 部
⑨ 通算法人関係	・ グループ通算制度の承認の申請書，完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類，申告期限の延長の特例の申請書 等 〔グループ通算制度の承認の有無，通算親法人，通算子法人，通算制度の適応を受ける 最初（最後）の事業年度，申告期限の延長の有無等が確認できる法人税の書類〕 ・ グループ一覧	各 1 部
⑩ ①～⑨以外	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1 部

※ なお、届出内容を示す書類の準備が困難な場合（送付先変更等），添付書類は不要です。

3 記載方法

(1)「届出法人」の欄

この欄は、必ず記入します。

- ア 届出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人名等」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記入してください。
- イ 送付先が登記上の本店所在地と同じ場合は、「同上」と記入します。

(2)「基本事項」の欄

この欄は、本市にはじめて届出を行なう場合等に必ず記入します。

- ア 資本金等の額は、法人税法第 2 条に規定する資本金等の額から、無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じたものをいいます。
- イ 地方税法第 2 9 4 条第 7 項に規定する公益法人等の場合は該当する項目の□に✓印を付します。
- ウ 「一般社団法人・一般財団法人の場合」の欄の「非営利型法人」とは、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する法人をいいます。

- (3) 法人税申告期限の延長処分は、税務署に法人税の申告期限を延長する申請を行い承認された場合には、「有」の□に✓印を付し、延長の月数を記入します。それ以外の場合、「無」の□に✓印を付します。

(4)「開設・廃止の場合」の欄

事務所等の所在地・名称・開設年月日又は廃止年月日を記入します。また、この事務所等の開設・廃止により本市内の別の事務所等については、「同一区内にまだ有」・「他区内にまだ有」・「全く無」のうち該当する□に✓印を付してください。

(5)「届出内容に変更があった場合」の欄

変更があった各項目の□に✓印を付し、変更前・変更後・変更年月日を記入します。また、事務所等移転の場合は、旧事務所等については「廃止する」・「継続する」のうち該当する□に✓印を付してください。変更年月日は登記日ではなく、実際に異動があった日です。

(6)「合併・分割があった場合」の欄

合併（分割）期日を記載します。本市内にある事務所等を合併法人又は分割承継法人に引き継ぐかどうかを該当する□に✓印を付してください。

(7)「解散・清算結了の場合」の欄

法人等の解散・清算結了のうち該当する□に✓印を付し、その年月日を記入します。また、清算人の住所・氏名・連絡先を記入してください。

(8)「休業の場合」の欄

休業年月日を記入し、添付書類「法人の現況申立書」を提出してください。
※休業とは、法人としての活動を休止し、活動再開の見込みもない状態を指します。

(9)「事業所税に関する事項」の欄

事業所税の申告は、本市内における各事務所等の延べ床面積の合計（借受け分を含みます）が、8 0 0 ㎡以上の場合又は従業員数が 8 0 人以上の場合に必要です。

4 提出先

〒604-8171	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1	井門明治安田生命ビル5階
	京都市 市税事務所 法人税務担当（法人市民税担当）	
	（電話） 法人市民税担当 075-213-5247	事業所税担当 075-213-5248